

受付番号：2021-1-1161

課題名：がん化学療法の地域連携に関する研究

1. 研究の対象

- ・2021年2月までで、当院でがん化学療法を受けている患者
- ・2021年6、11月に当院薬剤部が主催したがん化学療法研修会で行ったアンケート調査

2. 研究期間

2021年9月（倫理委員会承認後）～2026年8月

3. 研究目的

当院では、薬剤管理サマリーとトレーシングレポートを活用した保険薬局との情報共有を行っている。また、2020年度の診療報酬では、外来がん化学療法の質向上のための総合的な取り組みとして連携充実加算が追加された。このため、当院薬剤部では保険薬局を対象としたがんの研修会を行っている。本研究では、当院におけるがん化学療法の地域連携について調査することを目的とする。

当院でがん化学療法を受けている入院患者の薬剤管理サマリー、外来患者のトレーシングレポート、連携充実加算に伴う保険薬局への情報提供文書の内容について調査を行う。また、当院で主催したがん化学療法研修会で行ったアンケートについて解析する。

4. 研究方法

薬剤管理サマリー、トレーシングレポート、連携充実加算に伴う保険薬局への情報提供文書について解析を行う。また、当院主催のがん化学療法研修会に行ったアンケート調査について解析を行う。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

薬剤管理サマリー、トレーシングレポート、連携充実加算に伴う保険薬局への情報提供文書、検査値等の診療記録、がん化学療法研修会のアンケート調査

○薬剤管理サマリー

基本情報（年齢、性別、身長、体重、入院期間、禁忌薬、アレルギー歴など）、入院時持参薬、退院時処方、特記事項など

○トレーシングレポート

院外処方箋に関する問い合わせ簡素化プロトコルの該当有無、報告事項、薬剤師としての所見・提案事項など

○連携充実加算に伴う保険薬局への情報提供文書

治療内容（プロトコル登録番号・名称、コース数）、投与薬剤・投与量、検査値、アレルギー歴、通信欄、保険医療機関の先生方へなど

○アンケート調査

- ・薬局における特定薬剤管理指導加算2に対する実態・意識調査
- ・当院にて作成している治療手帳やトレーシングレポートへの認識・使用状況の調査

6．外部への試料・情報の提供

該当なし

7．研究組織

本学単独研究

8．お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8574 宮城県青葉区星陵町 1-1

東北大学病院薬剤部 前川 正充

TEL 022-717-7528

研究責任者：東北大学病院薬剤部 眞野 成康

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8．お問い合わせ先」

注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研

究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当
該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求
することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口と
なります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知ら
せ」をご覧ください。（手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開
室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧
ください。（手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場
合

研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

法令に違反することとなる場合